

## あわら市障害者相談支援事業業務仕様書

### 1 委託業務名

令和8年度あわら市障害者相談支援事業委託業務（その2）

### 2 業務目的

本仕様書は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第77条第1項第3号に規定する事業等（以下「障害者相談支援事業」という。）の業務に関して、あわら市相談支援事業実施要綱に定めるもののほか、事業の業務に関して必要な事項を定める。

### 3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### 4 担当圏域

本業務を行う担当圏域は、あわら市内とする。ただし、当該業務に関し、必要に応じて、担当圏域を越えて業務を行うことがある。

### 5 業務対象者

原則として、あわら市内に居住する障がい児・者もしくはその疑いがある児・者とその家族、関係者等とする。

### 6 事業所設置場所等

#### （1）場所

担当圏域内に事業所を置き、障がい者の利便性に配慮した場所に設置すること。

#### （2）名称

あわら市障害者相談支援事業として業務運営を行っていることを周知できるよう努めること。

### 7 業務内容

対象となる業務内容は次のものとする。

#### （1）障害者相談支援事業

- ①福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- ②社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）
- ③社会生活力を高めるための支援
- ④ピアカウンセリング
- ⑤権利の擁護のための必要な援助
- ⑥専門機関の紹介

#### （2）相談支援機能強化事業

- ①専門的な知識を必要とする困難ケースへの対応
- ②あわら市内における相談支援事業者、サービス事業所等に対する専門的な指導、

## 助言等に関する業務

- ③あわら市障害者基幹相談支援センターと連携し、地域の相談支援体制の強化の取り組み、地域移行・地域定着の促進の取り組み、権利擁護・虐待の防止の取り組み
- ④坂井地区障がい児・者総合支援協議会の事業に関する業務
- ⑤その他、あわら市の障害者福祉計画、障害福祉計画または障害児福祉計画等の目的達成のために必要な業務

## 8 職員体制

### (1) 職員配置

- ① 受注者は、業務を円滑に行うため、常勤の専門的職員を1名配置すること。専門的職員は、特定（障がい児含む）相談支援・一般相談支援業務等の業務について、兼務を認める。
- ② 業務責任者として、専門的職員以外に管理者を配置すること。管理者も、業務に支障がない場合、受注法人内の他の業務について、兼務を認める。
- ③ 常勤の専門的職員1名以外に職員を配置することができる。専門的職員1名以外に配置された職員についても、受注法人内の他の業務について、兼務を認める。

### (2) 資格

専門的職員については、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士、主任相談支援専門員等の相談支援機能の相談支援機能の強化に必要と認められる資格を有する相談支援専門員を配置しなければならない。

### (3) 受注者の責務

- ① 事業に従事する職員は、相談者及び相談世帯に関する個人情報保護に万全を期するものとし、その業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- ② 事業に従事する職員は、資質の向上を図るため各種研修会への参加や他の職種との交流等あらゆる機会をとらえ、自己研鑽に努めるものとする。
- ③ 窓口開設時間中は、業務に対応できる体制とすること。
- ④ 受注者は、契約締結後速やかに、職員名簿を市に提出すること。また、異動があったときは、速やかに異動届を市に提出すること。
- ⑤ 利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従事者の勤務体制、職務環境、訪問手段等を定めておくこと。また、専門的職員が困難ケースへの対応等により孤立しないよう、特定（障がい児含む）相談支援・一般相談支援の相談支援専門員等と連携できる相談体制を構築すること。

## 9 開設日及び時間開設日及び時間等

### (1) 開設日

月曜日～金曜日（祝日及び年末年始（12月29日から1月3日までを除く。）

### (2) 時間

午前8時30分～午後5時15分

### (3) 休日等

土曜日、日曜日、祝日及び年末年始

### (4) 休日・時間外においても、24時間連絡がとれる体制を確保すること。（携帯電話

等による体制でも可能とする)。また、利用者へのサービスの観点から、受注法人の判断により上記の開設日及び開設時間を超えて開設することを可能とする。

## 10 設備及び備品設備及び備品

(1) 事業の運営を行うために必要な広さを有する区画を設ける。また、障害者相談支援事業所として、事務室及び相談室を確保すること。

### ① 事務室

上記8に示す、障害者相談支援事業に従事する職員の人員分の机・椅子・パソコンを配置し、作業ができるスペースを確保する。また、個人情報情報を保管・管理するため、施錠可能な書類保管庫等を準備し配置すること。

### ② 相談室（1スペース以上）

相談室は、相談者のプライバシーに十分配慮すること。

### ③ 建物内・駐車場

入り口周辺を含め、障がい者に配慮した建物、設備であること。駐車場は、車いす利用者等の移動困難者配慮し、できる限り建物に近いスペースを確保すること。

### ④ その他

空調等、相談者が相談しやすい環境を整備すること。

(2) 障害者相談支援事業の専用の電話・FAXを準備する

(3) (1)(2)に関して、障害者相談支援事業の用に供する専用の事務室等を設けることが望ましいが、事業実施に当たり支障がなければ、他の事業と同一であっても差し支えない。

(4) 障害者相談支援事業の業務を行っていることを表示した看板を1つ以上整備し、地域住民へ周知すること。地域住民へ周知すること。

(5) (1)(2)(4)の設備類及びその他の設備に関する経費は、受注者が負担すること。

(6) 自動車配備に関する費用や自動車運用に係る交通事故等の損害金、その他自動車整備に関する一切の責任は受注者が負うものとし、その他の設備類等に係る契約についても市は一切関与しないものとする。

## 11 運営等に関する事運営等に関する事

(1) 諸記録及び帳票等の整備

①受注者は、障害者相談支援事業の業務に係る諸記録（相談受付票、ケース記録、業務日報・月報等）その他委託料の収支に関する帳票（委託費精算書、事業報告書等）を整備し、経理状況等を常に明らかにしておくものとする。

② 受注者は、諸記録及び帳票等を委託期間満了後、直ちに市に返還し、引き渡しをするものとする。

(2) 報告

① 毎月業務終了後、業務報告書を作成し、翌月15日までにあわら市に提出すること。

② 年度終了ごとに運営業務に係る事業報告書を作成し、速やかに市に提出すること。

## 12 年度開始前準備行為

本業務は、令和8年度予算の成立を前提に行う年度開始前準備行為であるため、本業務における予算が成立した場合には、令和8年4月1日以降に契約を行うものとする。

ただし、本業務における予算が成立しなかった場合には契約は行わない。

## 13 留意事項

### (1) 苦情対応

- ① 苦情対応の責任者及び担当者、その連絡先を掲示するなど明らかにし、利用者等から苦情の申し立てがある場合、迅速かつ誠実に対応すること。
- ② 苦情及び対応の内容について記録すること。
- ③ 利用者等が苦情申し立て等を行ったことを理由に不利益な取り扱いをしないこと。

### (2) 事故発生時の対応

業務の提供により事故が発生した場合、市、当該利用者の家族利用者等に対し連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること。また、事故の状況、処置について記録しなければならない。

### (3) 損害賠償

本契約の各条項に違反し、または法及び民法その他の関係法令に違反し、利用者またはその家族の生命、身体、財産に損害を与えた場合には、その損害倍書を負う。ただし、受注者に過失がない場合は、発注者との協議により解決する。

### (4) 秘密保持

委託業務の履行に際して知り得た個人情報その他の事項について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」に従うこと。

### (5) 中立義務

委託業務の実施にあたっては、利用者を特定のサービス事業者等による障害福祉サービスを利用するよう誘導し、もしくは支持すること等により、特定の障害福祉サービス事業所等を有利に取り計らうことがないよう公正中立を確保すること。

### (6) 障がい者差別解消

業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消に関する法律を遵守するとともに、障がい者等に対する合理的配慮の提供、差別解消に努めること。

### (7) 暴力団排除

受注業務の履行にあたって、あわら市暴力団排除条例を遵守すること。

### (8) 災害時の協力

あわら市に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合において、市と協力して、障がい者等の生活等における支援に努めるものとする。

### (9) 契約の解除

受注者の著しい不信行為により契約を継続することが困難となった場合またはその

他の理由により契約解除が妥当であると市長が認めた場合には、90 日以上の予告期間をもって、この契約を解除することができる。

なお、受注者の都合により契約を解除する場合も、90 日以上の予告期間を要するものとする。

#### 14 協議事項

この仕様書に定めのない事項については、法等の関係法令に従い、協議により定める。